

## 広島圏都市計画地区計画の決定（府中町決定）

広島圏都市計画 茂陰二丁目地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	茂陰二丁目地区 地区計画		
位 置	府中町茂陰二丁目の一部		
面 積	約 3. 6 ha		
地区計画の目標	本地区は、府中町都市計画マスタープランにおいて工業系拠点と位置付けてあり、一般県道広島海田線を挟んだ新地地区と連続した工業地を形成しているとともに、すでに住宅が建ち並んだ住工混在地域であることから、周辺地域との住環境の調和を図るため、建築物の用途制限を行い、将来に継続して良好な都市環境の形成を図ることを目標とする。		
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>土地利用の方針</p> <p>周辺地域の生活環境と調和を図るため緑を配置する等、産業活動の維持及び増進を図るための土地利用を推進する。</p>		
建築物等の整備の方針	建築物等について次の事項を定めることにより、将来に継続して周辺地域の生活環境と調和した産業用地の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。		
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 建築基準法別表第2（る）項第1号（一）から（二十二）まで及び（二十四）から（三十一）までに掲げる事業を営む工場並びに同項第2号に掲げるもの（建築基準法施行令第百三十条の九第一項の表（二）に掲げるものは除く）

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

### 理由

別添、理由書のとおり

## 理 由 書

府中町では、第4次総合計画において「雇用拡大に向け、地域産業の発展を支援します。」とあり、茂陰二丁目地区を含むエリアは、府中町都市計画マスタープランにおいて工業系拠点として「工業系施設が既に集積し、生産活動を支える地区」と位置づけている。また、令和3年3月に広島県が策定した「広島圏域都市計画マスタープラン」において「内陸部の既存の工業団地等については、広島空港や高速道路IC等への近接性を活かし、生産拠点としての機能を維持・強化する」としている。

この度、茂陰二丁目地区に鋳造工場やポンプ工場を有する株式会社シンコーより、工場施設の更新のため用途地域の変更（準工業地域→工業地域）及び地区計画の提案（都市計画法第21条の2）がなされた。

現在、世界的な脱炭素化への取り組みの推進やLNG需要の高まりにより、船用ポンプや原油タンカー用カーゴオイルポンプ、駆動用タービンの需要が高まっている。

こうした需要の高まりにあわせて、株式会社シンコーでは広島市五日市地区への一部機能の移転を図るとともに、府中工場の鋳造機能を拡張するため、用途地域を変更し、将来に継続して工業と周辺地域の住環境との調和を図るために、建築物の用途の制限を行う地区計画を決定するものである。